

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第23回） 議事要旨

1. 日時

令和5年10月12日（木）16時00分～17時26分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、森川構成員、山本龍彦構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山碕大臣官房審議官、飯倉同局放送政策課長、山口同局放送技術課長、佐伯同局地上放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、岸同局国際放送推進室長、後白同局放送政策課企画官、西村同局放送技術課技術企画官、細野同局放送政策課外資規制審査官、渡辺同局地上放送課企画官、金子同局地域放送推進室長、平野同局地域放送推進室技術企画官

4. 議事要旨

（1）検討会取りまとめ（第2次）[案]に対する意見募集の結果

事務局より、資料23-1から資料23-3までに基づき、説明が行われた。

（2）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【瀧構成員】

多数の意見への御対応を、本当にお疲れさまでございます。

基本的に、書いてある回答に対して特に異論があるわけではないですけれども、幾つか個人的に強調すべき意見があるかなと思いましたので、3か所ございまして、資料23-1の5ページにある訂正放送制度のところになりました。要請が義務と受け取られかねないというのは、よくいろいろな行政の中で受け取る側の発想としてあるのかなと思うんですけれども、この議論の要点はあまり

にその制度の利用件数が少ないということであると、認識がされるべきかと思っております、周知が至っていないことを我々は制度のパフォーマンスとして捉えるべきだと思っております。今、昨年とかの数字が数件みたいな感じだったと思うんですけれども、これが数年後にこの取組の結果としてどう変化するのか。あるいは、当然ですけれども、その訂正放送に至る前にいろいろと対応をする制度があるわけですから、それとの兼ね合いで役割分担があるんだと思うんです。書いていただいたように、最後に正す方法として訂正制度があるんだという立てつけというのも理解される場所だと思いますので、そうであれば、その手前で何件ぐらいの受付があって、最終的に訂正放送制度が活用されるべきであったものとしてどれぐらいの数字があってといった検証が、こういった議論のこれからのモニタリングとしてあるべきなのかなと思っておりますので、今、本当に活用されていないんだというところを、これは放送事業者の方々も、総務省の皆様も、制度のパフォーマンスとしてそれが至っていないというところできちんと見ていくべきかと思っておりますというのが1つ目でございます。

2つ目、民放事業者の情報開示のところでございます、民放連様から会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切という意見を頂いたものと思っております。やはりこの過度の規律というのがどうなのか、どこまでを指すのかというポイントなのだと思います。というのは、放送事業者さんというのは、電波を用いてよい放送を展開するという、そういう1つの義務があるわけございまして、これが主管庁だけではなく公衆の目にさらされる形でもきちんとモニタリングを受けるものなのだと思いますので、何らかややはり会社法を上回る開示というのがあるべきなのだという、そういうバランス感の中にあるんだと思っております。

それは何を義務として果たしたかというよりは、そういった義務を果たすためには、一定の収益性が必要である。しかも今の収益性ではなくて、今後にもわたった収益性として示していく必要があり、それが大衆から見ても分析可能なところに情報があるという状況を確保することがむしろ重要な姿勢なのではないかと思っておりますので、その観点で、本会の前の段階でもいろいろな形で、例えばエクセルで縦覧できるようにしてほしいと申し上げてきましたけれども、その態度と姿勢といったところが問われていくのかなと思っております。

3つ目は、19ページになります。どうしても今回のこの公共放送の必須業務の範囲として、その動画とテキストの役回りみたいな話があるわけですから、こちらの右側の回答の中にもございますけれども、もはやその放送を見たのでテキストを見に行こうという方向の視聴者だけではないことは、我々はこの検討会をずっと通じて議論してきたわけでございます。テキストを見て動画に流れるとか、場合によってはテキストだけで十分な役回りを果たす。それ自体が情報空間のどういう形成につながるかという面も含めて存在しているものだと思いますので、一概にこの動画とテキ

ストの役回りということで線を引いて、そういう方向の議論を行うというのは、あまり建設的ではないなとずっと思っている次第でございます。そういう形の中で、これからのテレビ文化といえますか、メディア文化を作っていくためにこういう議論をしてきたんだと思っていますので、その点をコメントさせていただきたく思いました。

【飯倉放送政策課長】

特に1点目の訂正放送のところですが、5ページの読売テレビさんからも御指摘があって、瀧構成員も引用されていましたが、放送事業者さんとしては、訂正放送に行く前に自主・自律でいろいろな取組をされているということで、どの程度というお話がありましたが、聞くと、キー局では1日2,000件といった件数の問合せがあって、どんどん対応していらっしゃるというふうな結構すさまじい取組があるようでして、なかなか我々も訂正放送だったり視聴者対応をどうやっていくかということに対して、現状認識が少ないところもあって、だからこそこういったどういった取組をされているかといったことを我々にも教えていただきたいというお願いしようと思っておるわけですが、そういった辺りを構成員方にもどこかのタイミングで共有させていただきたいとは思っております。

【長田構成員】

今の瀧さんからの御指摘と課長からのお答えで、何か私が申し上げたいところと完全にかぶってしまいました。この訂正放送のところ、一番最初に私がどうやっていらっしゃるのかが分からないというようなことを申し上げたと思います。その後、各放送事業者が自主的に取り組んでいらっしゃるという御回答を拝見しましたけれども、なかなかそれがよく我々一般国民には見えてこない。はっきりこれが間違いだと分かったときにどうする、どうやって放送局へ申し上げるのかというその手続の仕組みを明確にしていきたいことと、あとは、そのまま受け取ってしまった人たちに、あれは間違いでした、訂正しなければいけませんということが、どうやったらきちんと伝わるのかというところを、自主的な取組の中でどういうふうに考えて、こういう仕組みを持ちましたということをいろいろ教えていただきたいなと思っていて、そういう意味で、総務省さんがそういうお願いをして情報を得るとするのは、我々に公開していただくということは、とても意味のあることだなと思っています。

【飯倉放送政策課長】

こちらからお願いするという作業について、調整をした上で進めさせていただきたいと思っております。

【林構成員】

事務局におかれましては、整理いただきましてありがとうございました。おかげさまで見通しが良くなりました。

私も実は、瀧構成員、それから長田構成員の御発言した部分とかぶるかもしれませんが、5ページの訂正放送についてでございます。平成16年11月25日の最高裁判決の要点は、視聴者に私法上の請求権を与えたものではないということであり、国が側面支援することまで否定する判示ではございません。そもそも訂正放送制度には、罰則を定める放送法186条が存在するというのを極めて重く受け止める必要があると思います。つまり、186条は、放送事業者が、故意に、調査しなかったり、訂正放送をしなかったりした場合には、刑事罰を科すほどの違法性があることを規定して、そのことを放送事業者は重く受け止める必要があります。そうした事態は起こらないと信じていますが、ただ、そのような事態を決して生じさせないためにも、あくまで放送事業者が自主的・自律的に行う対応について、国が側面支援を行うこと自体は適切といえるのではないのでしょうか。

そもそも私は、訂正放送の手続の透明化・具体化のためには第9条と対の第10条のように手続を政令で決めるべきと考えていますが、しかし、今回の総務省の案は、放送事業者に対して現状の確認を要請するにとどめており、まさに「側面支援」の範囲であることを非常に強調したものになっており、その意味でも非常に抑制の効いた案であり、適切であると考えます。

ただし、そのような意図が事業者側に十分に伝わっているかということ、甚だ心もとないところがあります。ですので、総務省におかれましては、まずはそういった点をしっかり丁寧に関係者の皆様に御説明をしていただいて、その理解を求める努力というのをやっていただきたい。事業者としてもそれを理解していただくよう、しっかりとした意見交換をしていただきたいということであり、ます。

それが1点目でありまして、2点目は、すみません、少し長くなって恐縮なんですけれども、市場競争評価とか市場検証の話ですけれども、これは、放送市場において競争評価とか市場検証をするということになると、わが国では、もうこれは初めての試みですので、それが実現した暁には、しっかりこれがワークするように幅広く関係者間の知恵を集約しながら運用上の工夫をお願いしたいと思います。と申しますのも、これがいきなり制度としてできたとしても、実際本当にワークするかどうかというのは、甚だ心もとないところがありますので、我が国の初めての試みであるだけに、事務局におかれましては、入念な事前準備をお願いしたいと思います。

特に放送市場検証の先進国であるイギリスにおいては、NHKさんはイギリスの事例をこの検討会あるいはその下の公共放送ワーキングで何度も取り上げていらっしゃるけれども、BBCが

公益性テストすなわち、public interest testを実施するには、民放事業者側ではなくBBC自身において、利害関係者や関係者に十分な情報を提供することによって、BBC自身がこの公益性テストを機能させるように確保しなければならないということがOfcomのガイダンスに書いてあります。そういったところにも留意して、まずはNHK御自身が、競争評価に関する情報提供をしっかりと関係者に行なっていただいて、問題の共有化を図ることが非常に大事なのではないかと思います。そういったNHKさんの能動的なお取り組みがないと、放送市場における競争評価は実際にはなかなか機能しないと思います。2点目はコメントというかお願いです。

【飯倉放送政策課長】

1点目の点につきまして、放送事業者の方々に御説明もさせていただいておるところではあるのですが、御指摘も踏まえまして、引き続き丁寧に趣旨も含めてお話しできるようにしたいと思っております。

(3) 意見交換

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【伊東座長代理】

伊東でございます。第2次取りまとめ案に対しまして、100件を超える御意見を頂戴し、私が関りましたブロードバンド代替につきましても、フタかぶせや地域制御、費用負担などに関する御意見がございました。こうした中で、ブロードバンド代替のみにこだわることなく、コスト負担を軽減するという本来の目的を重視して、経済合理性、受容性、実現性の高い代替手段について検討すべきであるという御意見も頂きました。BB代替作業チームには、ブロードバンド代替が新たな経営の選択肢となり得るか否かについて、来年の6月頃までに結論を得るという大きな使命が課されておりますので、他の代替手段に関して検討する余裕はなかなかないだろうと認識いたしております。そこで、想定し得る代替手段につきまして、個人的ではございますが、簡単にコメントさせていただきたいと存じます。

まず1番目は、現行と同様、放送事業者が小規模中継局やミニサテ局を更新するという方法です。この場合、従来とは異なり、NHKの協力がどの水準まで得られるのか、この点に関心が集まるものと思われれます。

2番目は、ケーブルテレビによる巻取りです。実績は十分であり、受信品質の心配もありませんが、巻取りに要する設備投資や、その費用負担の在り方が焦点になるものと思われれます。

3番目は、FTTHを利用したRF伝送方式です。アンテナ代わりになる実用的な方式であり、受信品質

の心配もありません。一方、課題につきましては、ケーブルテレビによる巻取りと共通するのではないかと考えられます。

4番目は、IPマルチキャスト方式です。代表的な例としては、アイキャストが提供するひかりTVがありますが、データ放送の表示に時間を要する場合があります、データ放送を用いた双方向サービスが利用できないこともあるといった趣旨の説明がホームページには掲載されております。

5番目は、作業チームで検討しているIPユニキャスト方式です。フタかぶせの課題が重く、パブコメにおきましても、同時・見逃し配信は著作権上放送とみなすような制度整備が必要との御意見を頂戴しております。また、技術的にはデータ放送の扱いが課題になり、現行のBMLを、ウェブページを表現するためのHTMLに書き換える作業が重くなりそうです。

6番目は、衛星放送の左旋帯域の活用です。従来からの課題である受信環境の整備に加え、ここでもBMLのHTMLへの書換え作業などが発生するものと存じます。

本日は、時間の制約から舌足らずなコメントになってしまいましたが、こうしたことも念頭に置きながら、放送事業者の経営判断に役立つように今後も検討を進めてまいりたいと存じます。

【飯塚構成員】

報告書案の取りまとめをありがとうございました。私からは、放送コンテンツのインターネット配信の推進に関連して、1点だけイギリスの取組について言及をさせていただきます。

イギリスでは、現在、地上波経由でライブ放送されている無料のテレビ番組と全く同じ内容をブロードバンドによる同時配信を通じて再現するために、BBCとITVを含む民放大手が協力して専用のアプリケーションを開発しているということが先月発表されました。これは、地上波と全く同じ視聴環境をブロードバンドでも再現するというもので、地上波で提供されている電子番組ガイドがブロードバンドでも同様に利用できるようになります。

イギリスでは、これまでBBCをはじめ放送局ごとにアプリが提供されていて、視聴者はそれぞれのアプリを介してブロードバンド経由でライブ放送を視聴してきました。しかし、オンラインでリニア放送サービスにアクセスするための放送局の垣根を超えた包括的な電子番組ガイドというものはありませんでした。そこで、今回BBCと民放大手が協力して、専用のアプリケーションを開発するということが発表されました。新しく開発されるアプリは、次世代スマートテレビに内蔵されることになっていて、2024年に市場投入するということが予定されています。

このような取組を行う背景には、視聴者がオンラインでコンテンツを消費する傾向がますます強まる中で、ストリーミング時代に対応した地上波テレビ番組の配信と、その利用可能性というものを確保して、地上波の電波がなくても地上波と全く同じテレビ番組を視聴者に届けられるようにし

ておくこと。また、次世代スマートテレビに新たなアプリを組み込んでおくことで、イギリスの放送局が海外の大手ストリーミング・プラットフォームと直接競争できる環境を整えておくことなどが挙げられています。

日本におきましても、オンライン視聴の高まり、大手海外ストリーミング・プラットフォームの台頭、次世代スマートテレビの普及、アドレスブル広告の導入などを見据えるならば、NHKと民放が協力して、地上波のライブ放送のテレビ番組をブロードバンド上でも再現するために、配信プラットフォームとしてのアプリケーションの開発を共同で行っていくということは、とても重要な取組になってくるのではないかと改めて思った次第でございます。

【奥構成員】

電通総研の奥です。先ほどの瀧さんと飯塚さんの話を受けて、コメントさせていただきます。

今回のパブコメを一読しました。抜粋版もちろんですが、全体が載っている分厚いほうも懸命に読みました。それぞれの立場で様々な意見があり、非常に関心が高いということがよく分かりました。

この中で、NHKのネット配信の必須業務化に関する実施条件とも言える理解増進情報については、意見が分かれています。多くのメディア事業者の皆さんは、「なし崩し」という言葉を使って廃止に賛成です。一方、全体資料の附番140番後半では、一般の方から廃止に反対だとおっしゃっています。つまり、ユーザーからするとネット上での情報が欲しいということだと思います。ここに大きな分水嶺があって、発信者目線・事業者目線では、NHKには抑止的にしてほしいということでしょうが、ユーザーからするとネットから情報を取るのが当たり前だと捉えているということです。こうやって考えると、先ほど瀧さんがおっしゃったとおり、情報を映像と音声とテキストに分ける議論は、ユーザー目線からするとあり得ない訳です。この点は諸外国でも、先ほどの飯塚さんのお話にもあったとおり、線引している国はどこにもないと思います。

表現方法は、利用するデバイスによって変わるものだと思います。例えば、同時配信は、放送と同じ番組をネット上に出すということですが、本来はその個人の視聴環境やデバイス環境において、表現の方法やデバイスとの情報の親和性は、トーン&マナーや仕様として変わってしかるべきだと思います。そういう意味では、今、NHKさんがようやく世界標準であるネット配信を必須化するというのは第一歩であって、これで終わりではなくて、この先、ネットで見るということを前提にした場合の様々な表現方法やコンテンツの出し方というのを研究していただきたいと思います。

現時点では、放送に加えてネット経由でも、テクノロジーの進化で大容量・低遅延で送れる時代が来ています。これを従来のマスメディアが使わない理由はないと思います。過去の親会でもコメ

ントとして紹介していますが、ここ数年で映像利用におけるネットの行為者率とテレビの行為者率が逆転してきていて、その傾向は若い人ほど強くなっています。これらの時系列データの傾向に加えて年齢持ち上がり効果を考慮すると、さらに中長期、20年・30年後は、テレビをテレビ放送波で見る人のほうがかなり少なくなってくるのが予測できます。この前提で考えると、「発信してなんぼではなくて、受信されて初めてコンテンツやエンターテインメントは届く」という認識が重要です。NHKさんの「あまねく」という機能、それから民放広告ビジネスでの「リーチ」は、これは放送と配信が両方あってはじめて維持できるものであると感じます。

フェイク情報、あるいは偽情報というのがこれだけ飛び交う時代です。ネット上で閲覧や検索に引っかかる情報、生成AIが元にする教師データなどに関して、今回の議論をきっかけに確かな信頼できる情報も少し減る方向に行くとしたら、これは私の本意ではありません。

今後この議論は続きますので、生活者目線、それからマクロな視点で活発に行われるように、各WG等で進めていただければと期待しております。

【瀧構成員】

マネーフォワードの瀧でございます。先ほどコメントをした後ではあるので、重なるところもあるんですけども、先ほど申し上げたように、我々、テキストと、動画と、ラジオも含めて音声という、本来マルチメディアというのはそういうことだったよねと思っているものを、従来は独立したものとして捉えてきていたのが、正直これらをミックスしたものがSNSであるみたいな状況も発生したりしていますので、これは本当に全部を捕まえることは難しいと思うんです。恐らくフェイスブックのメタ社ぐらいしか分かってないのではないかと思うこともいっぱいあるような気がするんですけども、情報がどうやって流通して、人はどうやって例えばある動画にたどり着くのかとか、そういったことをつぶさに見て理解していくしかないのかなと思っています。

この検討に、本当にもう2年前から関わらせていただいてずっと思っているのは、今のままで、テレビをデジタル化するだけでは、多分視聴者は増えないんだと思っていまして、やはりこれから先の人間像とかを何とかして、この制度というのはどうしても遅い側からカメラが回るようなイメージがあるんですけども、遅い側からでも何とかついていくという努力をし続けることが大事だと思っています。

もう一つは、単に人が欲するものを見ていくだけではなくて、その情報空間の参照点というある意味業界用語的なものがあるわけですけども、これを積極的に作っていくことをしなければいけないんだと思っています。

ローカル局における独自放送の比率の話などがずっとあったわけですけども、平たく言うと、

貧すれば鈍してしまうといいますか、きちんと収益性を確保していかないと、これから見てほしい番組とは何かを定義する力が弱まっていくんだと思っていて、私が割とその収益性をきちんと検証できるようにしてほしいとずっと申し上げているのは、鈍してはいけないからだと思うんです。電波という公共的な資産を使って、そういうものを形成していくという民と公共の間での取引があるなと思っていて、それをきちんと確保していくためにも、我々はきちんと収益性を見つけていかなければいけないと2つ目には思っております。

あと3つ目は、本当に感想に近いんですけども、今本当に戦争がまた1つ大きいのが始まってしまっている中で、きちんと情報を選んで、それを適切な規模で広げるというその機能が試されているのだと思います。我々、今今だと、どのネットメディアなら信じるとか、すぐにリツイートボタンを押さない、リポスト押さないみたいな、そういう行動に徐々に慣れていくところであるのですが、これも情報リテラシーがある人の中でしか流通してない部分があったりしますので、情報リテラシーのいろいろなスペクトラムがあるときに、安易に変な情報を拡散しないというのを呼びかけているのは、今はテレビの側だと思っているんですね。こういう役割は、もっともっと今後重要になっていくのだとも思いますので、そういう点も含めてきちんと全体像をまずは捉えて、これから考えるよい仕上がりになったのではないかと僭越ながら思っている次第でございます。このような検討に関わらせていただいて、非常に私としてもありがたく思っております。

【長田構成員】

長田でございます。

私も今回ずっと議論に参加させていただいて、改めてその放送というものは、とても大切なものだなと思えました。その放送が、お家にあるテレビでも、そしていつも共にあるスマホでも見られるということが、今私たちにとってはとても大切なことだなと思っていて、NHKもですけども、民放のそれぞれの番組もぜひそれが実現できるように進んでいったらいいなと思っております。

本当に今回また新たな戦争が起こって、ネット上で流されていた映像がゲームの画面でしたなんということを聞かされると、私にはそれを見分けることもできず、そういうものをきちんと教えてくれる存在というのもとても大切だなと思っております。なので、いずれにしろネットの世界というのが、まだまだ理解できないものもたくさんある。そして、そのリテラシーだけを求められてもなかなかついていけないという現状もある中で、放送とか、日本の新聞とか、様々なメディアの皆さんが我々に安心とか安全を届けてくださるということがとても大切なことだと思えましたので、その競争という言葉の中で、何かそれぞれの行動を制約していくのではなく、より大きな安心・安全をつくり上げていくというところで、皆さんの持っている力を集結していけるといいなと一国民

としては強く思っています。

【林構成員】

今日の検討会のために、この検討会で度々言及されてきたNHK受信料訴訟の最高裁判決を読み返したんですけれども、「放送は、憲法第21条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである」としているところに私は改めて注目しました。放送というのは、単に消費者が見たいときに見るという消費的、あるいは志向的、あるいはその趣味的要素を超えて、「国民に広く普及されるべきものである」としているところは、私は非常に重たい指摘だと思っていまして、であるからこそ判決も、電波を用いて行われる放送というのは元来国による一定の規律を要するものとされてきたと述べています。この検討会というのは、要するにそのデジタル時代において国民に広く普及されるべき放送が、普及されるべき、そうするためにどうしたらいいのかというのを真剣に議論したのだと理解しています。その普及されるべき放送の役割というのは、オンライン全盛の今だからこそますます高まっているのではないかと思っています。

と申しますのも、そのインターネットが普及し始めた当時、人々はそのインターネットの普及というのが、情報を民主化するというデジタル・デモクラシーには期待したわけです。そのインターネットの普及というのは、同時性はないにしても同一の情報を不特定多数の利用者がアクセスできる状況もたらしたわけですが、しかし、昨今はそういうそのインターネットに寄せられた期待にむしろ逆行するような現象さえ見られているわけで、その多様な価値観を持った人々が、正しく偽りのない、偏りのない情報に基づいて、お互いの利害に配慮して、お互いを人として尊重しながら議論できるということが健全な民主主義の社会の基盤であるとする、インターネットの最近の現象というのは、一部で人々が接する情報に強いバイアスをかけることで、むしろ民主主義を弱体化させる効果をもたらしているように見受けられるということを私は危惧しています。

フェイクニュースというのは、そういったインターネット上のコミュニケーションの質の低下という典型的な事例ですけれども、それだけではなくて、ネット上のヘイトスピーチ、フィルターバブル、エコーチェンバー、炎上、ネットいじめ、なりすまし、プランプビデオ等々、問題を挙げると枚挙にいとまがないわけでして、こういったことによって引き起こされる社会とか知識の二極化について考えたときに、その救いとなるのは、私は放送だと思っていまして、その放送というのも、単に、ここで放送というのは、いわゆるお茶の間時代の放送ではなくて、インターネットまで射程を広げた放送であるべきだと思っています。要するに、情報がますます氾濫する時代だからこそ逆に放送の価値が見直されているのではないかと思いますので、引き続き関係者間での建設的な議論と

いうのを期待したいと思います。

【森川構成員】

第2次取りまとめ（案）に対して、パブコメで多くの方々から数多くの御意見を頂きまして、本当にありがとうございます。また、回答欄では、事務局に非常に丁寧にご対応をいただいていると認識しました。

多くの御意見にありますように、また回答欄にも記していますが、これからも検討を継続していかなければいけない案件が多々あります。これを今回整理できたことも1つの成果になるのかなと思っています。

放送業界、放送業界に限らないわけですが、先の見えない状況で、一步踏み出していかなるを得ない状況です。前に進んでいかないといけません。ただ、その時に、これからどのように進めていけばいいのか、残念ながらこれは誰にも分からない、そういう世界です。これは放送業界に限らず、もう全ての業界がそうだと認識しています。

そのような状況だからこそ、不確実な状況、あるいは解のない状況だからこそ、事業者、需要者、あるいは関係者一人一人がもうとにかく考えて考えて考えて、試行錯誤しながらチャレンジしていく、そのような仕組みが必要だと私自身は思っています。そのような中から次につながる道が見えてくると信じていますので、本検討会がそのような一歩になればと強く願っているということでございます。

【山本（龍）構成員】

まず、取りまとめの作成について、座長、それから事務局の皆様、誠にありがとうございました。感謝申し上げたいと思います。

コンテンツWGの主査を務めましたけれども、このWGが担当したパートについてもいろいろとパブコメ、御意見を頂きました。御意見をお寄せいただいた皆様にも御礼を申し上げたいと思います。

先ほどから、林構成員からお話がありましたけれども、アテンションエコノミーという言葉も今回取りまとめの中に入れていただきました。このアテンションエコノミー、とにかくユーザーのアテンション、あるいは時間というものを獲得していく、こういうビジネスモデルというものは、一方でいろいろな課題を引き起こしているだろうと考えております。それは、フィルターバブル、エコーチェンバー、フェイクニュースの問題、それからキャンセル・カルチャー、誹謗中傷の問題の1つ構造的な要因になっていると。そういったものはアテンションを得やすいわけですので、逆に

言うと、そういったアテンションを得られないものというのが埋没してしまうと。ですので、アテンションを得るために、真実かどうかにはかかわらず、より刺激的なものであるとか、反射を得られるようなものがどんどんとレコメンドされていく。こういう構造というのは、我々はしっかりと注意しなければいけないだろうと思います。そこに生成AIがさらに出てきているということで、より言論空間、情報空間というのが混沌としてくる可能性があるというのも我々としては受け止めるべきではない事実なのではないかと思っています。その中で、情報の真実性であるとか信頼性というのが非常に重要になってきたということについて、今回の取りまとめの中でしっかり書いていただいて、それについてまずコンセンサスが得られたということは、非常に大きなことだろうと思っています。

ただ、今後、この情報の真実性・信頼性というものを担保していくための具体的な仕組みであるとか、真実性・信頼性が担保された情報をいかに流通させていくのか。これはコンテンツWGでもいろいろ議論しましたがけれども、さらにより具体的な議論を進めていかないといけないのかなと思っています。さらにフィルターバブルやエコーチェンバーの問題については、もう少しいろいろと深掘りした議論というのが必要だろうと思っています。特にショート系の動画については、非常にアディクティブな要素があるとも言われているところですが、そういった問題というものにも目を配っていく必要がある。

そうすると、放送ないし放送コンテンツとアテンションエコノミーとの距離、この距離というものを、収益性をしっかり確保しながらどういうふうに構造化していくのが重要になります。この点について、具体的な議論を今後しっかり展開していく必要があるのではないかと考えておりますし、個人的にもこういった問題、しっかりと向き合って検討していきたいと考えております。

今回いろいろと私も勉強をさせていただきました。本当に深く感謝しております。どうもありがとうございました。

【山本（隆）構成員】

私からは意見募集の結果等を見て感じたことを2つほど申し上げたいと思います。

1つは、法制度、放送法制というと、コンテンツの中身の規制のように捉えられることがありますが、法制度の在り方はそれだけではなく、放送事業者と視聴者、その他の関係者との間で関係を取り結び、あるいは透明性を高め、それによって放送の信頼性を維持し、あるいは向上させる、そういう枠組みとしての法制度という在り方もあると思います。やや中期的な課題かもしれませんが、法制度に対する単純な見方ではなく、法制度のいろいろな在り方を意識した上で議論する必要があるのではないかと感じました。

もう一つは、地方の重要性です。これは当初から議論され、全体の取りまとめにも出ておりますが、地方のインフラをどのように維持していくかということ、それから地方情報、ローカル局による地方情報の存在感をどのように維持し、あるいは高めていくかということが、重要な課題ではないかと思えます。

地方情報に関して申し上げるならば、放送コンテンツの「アクセス性」・「一覧性」が今回の取りまとめでも言われておりますが、地方情報へのアクセス、あるいは一覧性の中での地方情報の存在感を、どのように高めていくかを、今後関係者の間で、あるいは総務省も入るかもしれませんが、具体的にぜひ議論して、地方の力を落とさないようにと願っています。

【大谷構成員】

改めてパブコメの内容などを確認させていただきまして、本当に膨大な作業に誠実に御対応いただいたことに御礼申し上げたいと思えます。

一言だけ感想を申し上げたいと思えますけれども、今回その信頼性、そして公共性のある放送コンテンツのアクセス機会を増やし、放送の持続可能性を確保するとともに、特にローカル局のコンテンツを埋没させることがないようにし、またメディアの多元性が損なわれないようにするという、本当にバランスを重視した報告書がまとまったことについて、大変喜ばしいと思っております。特にその二元体制と共に多元性の確保ということについて、改めて強調していただいたということ、非常に感慨深く感じているところでございます。

既に多くの構成員から御発言がありましたように、公共放送WGでの取りまとめ結果がワークするためには、適切な競争評価が行われることが必要だと思えますので、パブコメの回答に数か所で記入いただいたように、エビデンスベースでの検証可能な評価ができるように、関係事業者の御協力を頂きたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

また、ネット配信のプラットフォーム構築のために試行錯誤が続いておりますけれども、その過程で広告のエコシステムの持続可能性の確保を真剣に考えなければいけないと思えますし、また、コンテンツに対するフタかぶせの細かい課題についても、もし課題が残っているのであれば適切な解を見いだすことが必要になってくると思えます。

少し話は外れるんですけれども、現在、通信分野において、ブロードバンド未整備地域の解消に向けた検討ですとか、公設民営化の推進に向けた検討が別の場で進んでおりまして、そのヒアリングの過程で、条件不利地域を持っている地方公共団体などから、放送の視聴も含めた持続可能性について強い希望が寄せられているところでございます。通信もそうですけれども、放送も含めて、我々の生活に不可欠な情報取得手段が確保されるように、今後、衛星の役割なども含めて多様な可

能性を探っていかなければならないと考えておりました、まだまだ課題が多いのではないかなと考えているところがございます。

多くの構成員の知恵を集めてよい報告書にまとめていただいたこと、改めて御礼申し上げたいと思います。

【落合構成員】（事務局代読）

本日は所用のため欠席をさせて頂き、代読を頂く形で恐縮ですが、今回の意見募集に関して3点意見を述べさせていただきます。

まず、多くの放送事業者等からのご意見があり、今後のヒアリング実施や新たな施策に関する要望を頂いたことは大変重要と思います。

総務省にはこのような声を取り上げる機会をお願いしたいと思っておりますし、放送事業者等の方々にもご協力をお願い致します。

第2点として、訂正放送についてですが、放送法3条は、放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがないと定めております。また、最高裁判所平成16年11月25日判決においても、「放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当である。」と判示されており、訂正放送に関する判断権限も放送事業者に専属しております。

この点を踏まえ、今回の議論により新たな義務を創設するものと取られないよう留意が必要と考えます。もっとも、同判決においても、訂正放送の請求については、「同請求を、放送事業者が当該放送の真実性に関する調査及び訂正放送等を行うための端緒と位置付けているものと解するのが相当」とされており、放送事業者の自律的判断に基づく端緒としての役割があります。これを発揮するには、制度、利用方法への国民の理解は重要と考えますので、これに資する取組を期待します。

第3点として、放送事業者におけるガバナンスの向上も重要な課題と考えております。NHK、民間事業者それぞれに様々な事案も出ておりますが、検討会の中ではメディアとの関係で特に重要な自治体の関係などを取り上げておりました。自治体を中心に利害関係者との関係も整理しつつ企業体全体の持続可能性、信頼性を高める取組を進めることを期待します。

このような議論も、今後放送以外のメディアや、インターネット関連事業者、個人が情報発信を強める中で、放送事業者としての価値を発揮して、継続的な地域情報発信というローカルメディアに課された使命を果たし続けていただくための議論であると理解して頂けると幸いです。

【三友座長】

それでは、本日も貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。細かな加筆、修文等を含めまして、本日の議論を踏まえた取りまとめ案の修正につきましては、私、座長に一任していただけるとありがたいですけれども、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、必要な修正を行った上で、可能な限り速やかに取りまとめを公表したいと思えます。

最後になりますけれども、私から少し締めくくりをさせていただければと思えます。

まず、パブリックコメントに対しまして、大変多くの御意見を頂きました。この検討会への関心の高さと、検討内容の重要性がうかがわれるところでございます。建設的な御意見を多数頂きましたことに、心から御礼を申し上げます。

2021年11月から開催をしておりますこの本検討会では、2022年8月に第1次取りまとめを公表しました。その後、およそ10回にわたりまして、引き続き将来像や放送制度の在り方について検討を行ってまいりました。親会であります本検討会のほか、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム、公共放送WG、放送コンテンツの制作・流通の促進に関するWG、放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース、それぞれにおいてより専門的な検討を進めていただきました。本検討会を含め、作業チーム、WG、そしてタスクフォースのそれぞれにおいて、積極的に議論を重ねてくださいました構成員の皆様、オブザーバの皆様、プレゼンテーションをしていただきました皆様、さらには関連する諸団体・機関など、全ての皆様の御尽力・御協力に心より感謝を申し上げます。

複雑な利害の中、その調整に時間を要した面もございましたけれども、ここに第2次取りまとめとしてその成果をまとめることができましたことに、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

急速なネットへのシフトが進む中、放送をはじめマスメディアをめぐる状況への対応は、日本のみならず世界的な課題ともなっております。ここで我が国がどのような方向に向かうのかは、単に国内の産業内のバランスを取るばかりでなく、グローバルな視点に立ち、まさにデジタル時代におけるメディア全体のデジタル対応、今はやりの言葉で言えば、デジタル・トランスフォーメーションがいかにか達成されるかにかかっていると思えます。また、デジタル世界は動きがとても早いことから、速やかな対応が必要となっております。単に課題の解決にとどまることなく、視聴者・国民にとって新しい価値となり得るメディアの創造に向け、さらなる発展を期待し、その実現を後押しで

きるような制度、あるいは政策の設計を行うのがこの検討会の役割と認識しております。

まだ解決すべき課題もあり、これまで一定の方向性を得た課題につきましても、その解決の進捗を確認する必要もございます。本検討会は今後も活動が続けることとなりますが、引き続き皆様の御協力を切にお願いする次第でございます。

(4) 閉会

事務局より、今後の本検討会の進め方として、衛星放送におけるインフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方や4K放送への取組など短期・中期にわたる諸課題への対応に関して、11月中を目処に新たなワーキンググループ（主査：伊東晋 東京理科大学名誉教授）を開催し、具体的・専門的な議論・検討を行うこととして、詳細は別途案内すること、また、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チームにおいては、放送番組の配信を行う新たな実証事業等の取組を進め、ブロードバンド代替が放送事業者の新たな経営の選択肢となり得るかについて検討すること、公共放送ワーキンググループにおいては、地上波テレビ放送以外の放送番組の同時・見逃し配信を必須業務化すべきかどうかなどについての検討すること、その他、今後の放送制度の在り方として必要となる事項について、引き続き検討していくことが必要であり、今後の具体的な検討の進め方については、座長はじめ構成員に別途相談する旨の発言があった。

第24回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。

(以上)